平成29年度税制改正と　留意点

作成日：平成29年７月25日

作成者：倉重税務会計事務所　菅野

一　平成28年までに改正された重要項目

【個人所得課税】

●給与所得控除額の上限設定金額について(25)

　　平成28年分

|  |  |
| --- | --- |
| 収入金額 | 給与所得控除額 |
| 162.5万円以下 | 65万円 |
| 180万円以下 | 収入金額×40％ |
| 360万円以下 | 収入金額×30％+18万円 |
| 660万円以下 | 収入金額×20％+54万円 |
| 1,000万円以下 | 収入金額×10％+120万円 |
| 1,200万円以下 | 収入金額×5％+170万円 |
| **1,200万円　超** | **230万円** |

※個人住民税については平成29年度分について適用

平成29年分

|  |  |
| --- | --- |
| 収入金額 | 給与所得控額 |
| 162.5万円以下 | 65万円 |
| 180万円以下 | 収入金額×40％ |
| 360万円以下 | 収入金額×30％+18万円 |
| 660万円以下 | 収入金額×20％+54万円 |
| 1,000万円以下 | 収入金額×10％+120万円 |
| 1,200万円以下 | 収入金額×5％+170万円 |
| **1,200万円　超** | **220万円** |

　　　※個人住民税については平成30年度分以後について適用

　●医療費控除の特例(スイッチOTC薬控除)(28)

　　適切な健康管理を行う納税者又はその配偶者や子のため、一定のスイッチOTC医薬品を購入した場合

で、実質負担額が1.2万円を超えるときは所得控除(控除限度額8.8万円)の対象となる。

　　注意：通常の医療費控除との重複適用不可

【相続税・贈与税】

　●住宅取得等資金の贈与の非課税(27)

　　適用期限を平成33年12月31日まで延長し、非課税限度額を以下のとおりとする。

　　①上記②以外の場合

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 住宅用家屋の取得等に係る契約日 | 良質な住宅用家屋 | 左記以外の住宅用家屋 |
| ～平成27年12月 | 1,500万円 | 1,000万円 |
| 平成28年1月～平成32年3月 | 1,200万円 | 700万円 |
| 平成32年4月～平成33年3月 | 1,000万円 | 500万円 |
| 平成33年4月～平成33年12月 | 800万円 | 300万円 |

②住宅用家屋の取得費用にかかる消費税等の税率が10％の場合

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 住宅用家屋の取得等に係る契約日 | 良質な住宅用家屋 | 左記以外の住宅用家屋 |
| 平成31年4月～平成32年3月 | 3,000万円 | 2,500万円 |
| 平成32年4月～平成33年3月 | 1,500万円 | 1,000万円 |
| 平成33年4月～平成33年12月 | 1,200万円 | 700万円 |

　　注意：以前は贈与日がベースとなっているが、取得等に係る契約日により判断を行う。

　●契約者死亡に伴う契約者変更の場合の調書の提出(保険事故が発生していない場合)(27)

　　　保険会社等は生命保険契約者等の契約者が死亡したことに伴い、契約者の変更手続きを行った場合には、変更手続きを行った年の翌年1月31日までに、契約者の死亡日など一定の事項を記載した調書を、当該調書を作成した営業所等の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

　　※平成30年1月1日以後に契約者の変更の効力が生じる場合について適用

　●生命保険金等の支払調書への追加記載事項(27)

　　　生命保険金等の支払調書には、受取人、契約者、被保険者の住所、氏名、保険金等の額、支払の確定日などを記載しなければならない。それに加え、契約者の変更(死亡に伴う変更を除く)があった場合、直前の契約者の氏名、契約者変更の回数、現契約者の支払った保険料等の額なども記載しなければならない。

　　※平成30年1月1日以後に契約者の変更の効力が生じる場合について適用

　　　　　　　　　　　　　　　変更　　　　　　　　　変更

　　　　契約者

　　　　被保険者

　　　　受取人　　　　　　父が契約者の場合は相続、母の場合は贈与、自分の場合は一時所得となる

【法人税制】

　●受取配当等の益金不算(27)

　　　改正前

|  |  |
| --- | --- |
| 株式等保有割合 | 平成27年3月31日以前開始事業年度 |
| 100％ | 配当×100％ |
| 25％以上100％未満 | (配当－負債利子)×100％ |
| 25％未満、上記以外の株式等及び株式投信の収益分配金 | {配当＋収益分配×1/2(1/4)－負債利子}×1/2 |

|  |  |
| --- | --- |
| 株式等保有割合 | 平成27年4月1日以後開始事業年度 |
| 100％ | 配当×100％ |
| 1/3超100％未満 | (配当－負債利子)×100％ |
| 5％超1/3以下 | 配当×50％ |
| 5％以下 | 配当×20％ |

　　　注意：株式投信の収益分配金は、通常の分配金のみならず解約益にもかかるものも含め損金不算入規定の対象外

　●地方法人税(28)

　　改正前　税率4.4％→改正後　税率10.3％

　　※平成29年4月1日以後開始事業年度から適用

　●欠損金の繰越控除(28)

　　　改正前

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 平成27年度～ | 平成28年度～ |
| 大法人 | 控除限度 | 65％ | 　　　　　　下　　　記　　　に　　　改　　　正 |
| 繰越期間 | 9年 |
| 中小法人 | 控除限度 | 100％ |
| 繰越期間 | 9年 |

　　　改正後

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
| 大法人 | 控除限度 | 65％ | 　　55％ | 　　50％ |
| 繰越期間 | 9年 | 　　9年 | 　　10年 |
| 中小法人 | 控除限度 | 100％ | 100％ | 100％ |
| 繰越期間 | 9年 | 9年 | 10年 |

　　　※繰越限度額は平成28年4月1日以後開始事業年度、繰越期間は平成30年4月1日以後

開始事業年度から適用

【消費税】

　●高額資産を取得した場合における特例措置

　　①事業者が簡易課税制度の適用を受けない課税期間中に国内において高額資産の課税仕入れ等を行

　　　った場合には、高額資産の仕入れ日の属する課税期間からその課税期間の初日以後3年を経過す

　　　る日の属する課税期間までの各課税期間においては、納税義務免除制度及び簡易課税制度は、適

　　　用しない。

　　　注意：高額資産とは、税抜き対価の額が1,000万円以上の棚卸資産または調整対象固定資産をいう

　　②自ら建設等をした資産については、建設費用の額が税抜1,000万円以上となった日に属する課税期

　　　間から建築完了日の属する課税期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間まえの各課税

　　　期間において、上記①の措置を適用する。

　　　※上記は平成28年4月1日以後に高額資産の仕入れ等を行った場合について適用。ただし、一定

　　　　の場合は適用しない

【その他】

　●個人型確定拠出年金の加入対象者の拡充(27)

　　企業年金加入者、会社員等の配偶者、公務員も個人型確定拠出年金の加入対象者に追加

|  |  |
| --- | --- |
| 自営業者 | 個人型DC拠出限度額年額81.6万円 |
| 会社員 | 個人型DC拠出限度額年額27.6万円 |
| 企業型DC拠出限度額年額42万円(注1) | 個人型DC拠出限度額年額24万円(注1) |
| 確定給付型年金拠出限度なし | 企業型DC拠出限度額年額18.6万円(注2) | 個人型DC拠出限度額年額14.4万円 |
| 確定給付型年金拠出限度額なし | 個人型DC拠出限度額年額14.4万円 |
| の配偶者会社員等 | 個人型DC拠出限度額年額27.6万円 |
| 公務員 | 個人型DC拠出限度額年額14.4万円 |

　　　(注1)企業型DCのみを実施する場合は企業型DCへの事業主掛金の上限を年額42万円とすることを規約で定めた場合に限り、個人型DCへの加入を認める

　　　(注2)企業型DCと確定給付型年金を実施する場合は、企業型DCへの事業主掛金の上限を年額18.6万円とすることを規約で定めた場合に限り、個人型DCへの加入を認める。

　　　※平成29年1月1日以後適用

　●クレジットカード納付制度(28)

　　国税の納付手続にういて、インターネット上でのクレジットカードによる納付が可能となる。

　　※平成29年1月4日以後に国税の納付を委託する場合について適用

　●加算税(28)

　　①加算税制度の見直し

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 事前通知前 | 事前通知後更正予知前 | 更正予知後 |
| 過少申告 | 0％ | 5％(10％) | 10％(15％) |
| 無申告 | 5％ | 10％(15％) | 15％(20％) |

　　　※上記()書は、加重される部分に係る加算税の割合

　　②加算税の加重措置

　　　過去5年以内に税務調査により無申告加算税又は重加算税を課された者が、再度無申告加算税又

　　　は重加算税を課される場合には10％加重する。

|  |  |
| --- | --- |
| 無申告加算税 | 25％(30％) |
| 重加算税 | 過少・不納付 | 45％ |
| 無申告 | 50％ |

　　　※①、②ともに平成29年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税について適用

二　平成29年度税制改正の重要項目

【個人所得課税】

　●配偶者控除(所得税)

　　　改正前

|  |  |
| --- | --- |
| 居住者の合計所得金額 | 控除額 |
| 控除対象配偶者 | 老人控除対象配偶者 |
| 所得制限なし | 38万円 | 48万円 |

　　　改正後

|  |  |
| --- | --- |
| 居住者の合計所得金額(注) | 控除額 |
| 控除対象配偶者 | 老人控除対象配偶者 |
| 900万円以下 | 38万円 | 48万円 |
| 900万円超950万円以下 | 26万円 | 32万円 |
| 950万円超1,000万円以下 | 13万円 | 16万円 |

　　　(注)合計所得金額が1,000万円を超えた場合には適用がない

　　　※平成30年分以後の所得税について適用

　●配偶者控除(住民税)

　　　改正前

|  |  |
| --- | --- |
| 居住者の合計所得金額 | 控除額 |
| 控除対象配偶者 | 老人控除対象配偶者 |
| 所得制限なし | 33万円 | 38万円 |

　　　改正後

|  |  |
| --- | --- |
| 居住者の合計所得金額(注) | 控除額 |
| 控除対象配偶者 | 老人控除対象配偶者 |
| 900万円以下 | 33万円 | 38万円 |
| 900万円超950万円以下 | 22万円 | 26万円 |
| 950万円超1,000万円以下 | 11万円 | 13万円 |

　　　(注)合計所得金額が1,000万円を超えた場合には適用がない

　　　※平成31年分以後の住民税について適用

　●配偶者特別控除(所得税)

　　改正前

|  |  |
| --- | --- |
| 居住者の合計所得金額(注) | 控除額(配偶者の合計所得金額が38万円超141万円未満の場合) |
| 1,000万円以下 | 38万円～3万円 |

(注)合計所得金額が1,000万円を超えた場合には適用がない

　　改正後

|  |  |
| --- | --- |
| 居住者の合計所得金額(注) | 控除額 |
| 900万円以下 | 配偶者の合計所得金額が38万円超85万円以下まで38万円(注2)から、合計所得金額が120万円超123万円以下まで3万円(注3)に順次逓減 |
| 900万円超950万円以下 |
| 950万円超1,000万円以下 |

　　 (注1)合計所得金額が1,000万円を超えた場合には適用がない

　　 (注2)居住者の合計所得金額が900万円超950万円以下の場合は26万円、950万円超1,000万円以下の場合は13万円

　　 (注3)居住者の合計所得金額が900万円超950万円以下の場合は2万円、950万円超1,000万円以下の場合は1万円

　　 ※平成30年分以後の所得税について適用

　●配偶者特別控除(住民税)

　　改正前

|  |  |
| --- | --- |
| 居住者の合計所得金額(注) | 控除額(配偶者の合計所得金額が38万円超141万円未満の場合) |
| 1,000万円以下 | 33万円～3万円 |

 (注)合計所得金額が1,000万円を超えた場合には適用がない

　　改正後

|  |  |
| --- | --- |
| 居住者の合計所得金額(注) | 控除額 |
| 900万円以下 | 配偶者の合計所得金額が38万円超90万円以下まで33万円(注2)から、合計所得金額が120万円超123万円以下まで3万円(注3)に順次逓減 |
| 900万円超950万円以下 |
| 950万円超1,000万円以下 |

　　 (注1)合計所得金額が1,000万円を超えた場合には適用がない

　　 (注2)居住者の合計所得金額が900万円超950万円以下の場合は22万円、950万円超1,000万円以下の場合は11万円(11万円の場合のみ、配偶者の合計所得金額95万円以下)

　　 (注3)居住者の合計所得金額が900万円超950万円以下の場合は2万円、950万円超1,000万円以下の場合は1万円

　　 ※平成31年度分以後の住民税について適用

　　～参照～　妻のパート収入と税金の関係

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 妻のパート収入 | 夫の税金計算について | 妻の税金 | 妻の健康保険、公的年金保険への影響 | 一口メモ |
| 配偶者控除 | 配偶者特別控除 | 所得税 | 住民税 |  |
| 所得税 | 住民税 | 所得税 | 住民税 |
| 100万円以下 | 〇 | 〇 | × | × | かからない | かからない | ・健康保険　夫の被扶養者になれる・公的年金　サラリーマンの妻は第3号被保険者 | 全く影響なし |
| 103万円超103万円以下 | かかる | 妻の住民税が発生する |
| 103万円超130万円未満 | × | × | 〇 | 〇 | かかる | かかる | 妻の所得税も発生する |
| 130万円以上150万円以下 | 妻が、国民健康保険料、国民年金、社会保険に加入して保険料を支払う | 妻の税額の増加国保、国年等負担発生 |
| 150万円超201.6万円以下 | △ | △ | 夫の税額増加妻の税額増加国保、国年等負担増加 |
| 201.6万円超 | × | × | 夫の税額増加は頭打ち妻の税額増加国保、国年等負担増加 |

　　〇=受けられる　△=受けられるが収入に応じて控除額減少　×=受けられない

　　(注1)納税者=夫、配偶者=妻　と仮定

　　(注2)妻の税金については、基礎控除以外の所得控除を考慮していない

　　(注3)一定の法人は、106万円以上で社会保険の加入

　●医療費控除および医療費控除の特例

　　　医療費控除および医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)の適用を受ける場合の手続き

|  |  |
| --- | --- |
| 手続き | 医療費の明細書または医薬品購入費の明細書を添付 |

　　　※平成29年分以後の確定申告書を平成30年1月1日以後に提出する場合に適用

　　　　なお、平成31年分までの確定申告については経過措置あり

　　　現行制度

　　　現在、医療費については、①医療費控除と②医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)の適用

　　　が、選択できる(医療費控除の特例は平成29年から)

　　　①医療費控除

　　　　納税者本人や本人と生計を一にする配偶者や親族のために医療費を支払った場合、実質負担額から

　　　　10万円(または、総所得金額等×5％のいずれか低い金額)を差し引いた金額を総所得金額から控除

　　　　する制度である。

　　　②医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)

　　　　一定の取組(特定健康診査、予防接種、定期健康診断、健康診査、がん検診)を行う個人が平成29年

　　　　1月1日から平成33年12月31日までの間に、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他親族に

　　　　係るスイッチOTC医薬品(類似の医療用医薬品が医療保険給付対象外のものを除く)の購入の対価を

　　　　支払った場合において、その年中に支払った対価の額の合計額が12,000円を超えるときは、その超

　　　　える部分の金額(88,000円を超える場合には、88,000円)をその年分の総所得金額等から控除する制

　　　　度である。

　　　　なお、この医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)を利用するためには、その者が、その年

　　　　中に健康の保持増進および疾病の予防への取り組み(一定の取組)を行い、確定申告の際に、その取組

　　　　を明らかにする書類を添付または定時する必要がある。

【土地・住宅税制】

●居住用超高層建築物(タワーマンション)に係る固定資産税等

　改正前

|  |  |
| --- | --- |
| 各住戸の固定資産税の計算方法 | 階層が税額に与える影響 |
| 1.マンション全体の固定資産税額を計算2.専有床面積割合で案分 | 影響なし。専有床面積が同じなら税額も同じ |

改正後

|  |  |
| --- | --- |
| 各住戸の固定資産税の計算方法 | 階層が税額に与える影響 |
| 1.マンション全体の固定資産税額を計算2.専有床面積につき階層別に一定の補正をする3.補正後の専有床面積割合で案分 | 専有面積が同じ場合には中央階を基準に、1つ階が上がるごとに一定額の増税、1つ階が下がるごとに同額の減税 |

・不動産取得税についても同様の見直しを行う

※平成30年度から新たに課税されることになる居住用超高層建築物(平成29年4月1日前に売買契約

　が締結された住戸を含みものを除く)について適用

【相続税・贈与税】

　●広大地の評価

　　改正前

　　著しく地積が広大な住宅で、開発行為を行うとした場合に、道路・公園等の負担が必要と認められる広大地は、原則として下記の算式により評価する。

　　ただし、マンション等の敷地に適しているものを除く

= 路線価×広大地補正率×地積

広大地補正率=0.6-0.05×$\frac{広大地の地積}{1.000㎡}$

 改正後

　　現行の面積に比例的に減額する評価方法から各土地の個性に応じた形状・面積に基づき評価する方法に変更する。

　　※平成30年1月1日以後の相続等から適用

　●物納財産の順位

　　　改正前

|  |  |
| --- | --- |
| 第1順位 | ①国際・地方債・不動産・船舶②不動産のうち、物納劣後財産に該当するもの |
| 第2順位 | ③社債・株式・証券投資信託または貸付信託の受益証券④株式のうち、物納劣後財産に該当するもの |
| 第3順位 | ⑤動産 |

　　　改正後

　　　物納財産の順位について、株式・社債および証券投資信託の受益証券のうち、金融商品取引所に上場されているもの等を第1順位とする。

　　　物納財産の範囲に、投資証券等のうち金融商品取引所に上場されているもの等を加え、これらについても第1順位とする。

　●直系尊属からの住宅取得等資金贈与の非課税

　　住宅取得等資金の贈与を受けた年の翌年3月15日以後居住の用に供することが確実と認められることに

　　より本制度の適用後、災害により居住の用に供することができなくなったときの居住要件等を緩和する。

　　※平成29年1月1日以後の贈与から適用

【法人税制】

　●法人税率

改正前

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 年所得800万円以下 | 年所得800万円超 |
| 大法人 | 23.4％ |
| 中小法人 | 19％(15％) | 23.4％ |

　　　※カッコ内の税率は、平成29年3月31日までの間に開始する事業年度について適用する。

　　　改正後

　　　上記の表のカッコ内の税率は平成31年3月31日までの間に開始する事業年度について適用する。

　　　(2年間延長)

　●役員給与税制

　　1.定額同額給与

　　　　税及び社会保険料の源泉徴収等の後の金額が同額である定期給与を加える。

　　2.事前確定届出給与

　　　　給与の範囲に所定の時期に確定した数の株式又は新株式予約権による給与を対象から除外する。

　　　　一定の譲渡制限付株式による給与を対象から除外する。

　　3.利益連動給与

　　　　算定指標の範囲に下記を追加

　　　　①株式の市場価格の状況を示す指標

　　　　②売上高の状況を示す指標

　　　　(注)将来の事業年度又は将来の所定の時点若しくは期間の指標を用いることができることとする。

　　　　給与の範囲に下記を追加

　　　　①業績連動指標を基礎として算定される数の一定の株式又は新株予約権を交付する給与で、確定した数を限度とするもの

　　　　②業績連動指標を基礎として行使できる数が算定される新株予約権による給与

　　　　③同族会社のうち非同族会社との間に完全支配関係がある法人の支給する給与

　　4.退職給与

　　　　退職給与で利益等の指標を基礎として算定されるもののうち利益連動給与の損金算入要件を満た

さないものは、全額損金不算入

※退職給与、譲渡制限付株式、新株予約権にかかる部分は平成29年10月1日以後に支給等する給与について適用し、その他の部分は平成29年4月1日以後支給等する給与ついて適用する。

　　●中小企業投資促進税制

　　　改正前

　　　1.　適用対象

　　　　①機械装置：160万円以上

　　　　②ソフトウェア：合計70万円以上

　　　　③工具、器具及び備品：120万円以上

　　　2.　適用内容

　　　　　30％特別償却又は7％税額控除(資本金3,000万円以下の法人)

　　　※平成29年3月31日までの取得について適用

　　　改正後

　　　　同上

　　　※器具及び備品を除いて適用期限2年間延長(平成31年3月31日まで)

　　●中小企業経営強化税制(新設)

　　　1.　適用対象

　　　　①生産性向上設備(機械・装置、測定工具及び検査工具、器具備品、建物付属設備、ソフトウェア)

　　　　②収益力強化設備(機械・装置、工具、器具備品、建物付属設備、ソフトウェア)

　　　2.　適用内容

　　　　　即時償却又は7％税額控除(資本金3,000万円以下の法人は10％)

　　　※平成29年4月1日から平成31年3月31日まで取得について適用

【その他】

　●所得税の届出書

　　　改正前

　　　・納税地の変更に関する届出書

　　　　(提出先)　変更前と変更後の所轄税務署長

　　　・納税地の異動に関する届出書

　　　　(提出先)　異動前と異動後の所轄税務署長

　　　・個人事業の開業・廃業等届出書

　　　　(提出先)　納税地と納税地以外の所轄税務署長

　　　・給与支払事務所等の移転届出書

　　　　(提出先)　移転前と移転後の給与支払事務所の所轄税務署長

　　　改正後

　　　・納税地の変更に関する届出書

　　　　(提出先)　変更前の所轄税務署長のみ

　　　・納税地の異動に関する届出書

　　　　(提出先)　異動前の所轄税務署長のみ

　　　・個人事業の開業・廃業等届出書

　　　　(提出先)　納税地の税務署長のみ

　　　・給与支払事務所等の移転届出書

　　　　(提出先)　移転前の給料支払事務所の所轄税務署長のみ

　●法人税の届出書

　　　改正前

　　　・異動届出書

　　　　(提出先)　異動前と異動後の所轄税務署長

　　　・法人設立届出書

　　　　(添付書類)　登記事項証明書が必要

　　　改正後

　　　・異動届書

　　　　(提出先)　異動前の所轄税務署長のみ

　　　・法人設立届出書

　　　　(添付書類)　登記事項証明書は不要

参照資料　主催：東京税理士協同組合、協賛：日税グループ

ｾﾐﾅｰ【平成29年度税制改正と本年度からの留意点】　講師　柴原　一氏